

行動援護

令和6年4月報酬単価

30分未満	288	単位
30分以上1時間未満	437	単位
1時間以上1時間30分未満	619	単位
1時間30分以上2時間未満	762	単位
2時間以上2時間30分未満	905	単位
2時間30分以上3時間未満	1,047	単位
3時間以上3時間30分未満	1,191	単位
3時間30分以上4時間未満	1,334	単位
4時間以上4時間30分未満	1,479	単位
4時間30分以上5時間未満	1,623	単位
5時間以上5時間30分未満	1,764	単位
5時間30分以上6時間未満	1,904	単位
6時間以上6時間30分未満	2,046	単位
6時間30分以上7時間未満	2,192	単位
7時間以上7時間30分未満	2,340	単位
7時間30分以上	2,485	単位

行動援護

令和4年10月報酬単価

30分未満	258	単位
30分以上1時間未満	407	単位
1時間以上1時間30分未満	592	単位
1時間30分以上2時間未満	741	単位
2時間以上2時間30分未満	891	単位
2時間30分以上3時間未満	1,040	単位
3時間以上3時間30分未満	1,191	単位
3時間30分以上4時間未満	1,340	単位
4時間以上4時間30分未満	1,491	単位
4時間30分以上5時間未満	1,641	単位
5時間以上5時間30分未満	1,791	単位
5時間30分以上6時間未満	1,940	単位
6時間以上6時間30分未満	2,091	単位
6時間30分以上7時間未満	2,240	単位
7時間以上7時間30分未満	2,391	単位
7時間30分以上	2,540	単位

行動援護

令和6年4月報酬単価

支援計画シート等が未作成の場合	95 %	
2人の行動援護従事者による場合	200 %	
身体拘束廃止未実施加算	99 %	新設
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設
業務継続計画未策定減算	99 %	新設
※令和7年4月1日から適用		
情報公表未報告減算	95 %	新設
特定事業所加算(Ⅰ)	20 %	
特定事業所加算(Ⅱ)	10 %	
特定事業所加算(Ⅲ)	10 %	
特定事業所加算(Ⅳ)	5 %	
特別地域加算	15 %	
緊急時対応加算	100 単位	
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位	
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位	
初回加算	200 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
行動障害支援指導連携加算	273 単位	

行動援護

令和4年10月報酬単価

支援計画シート等が未作成の場合	95 %
2人の行動援護従事者による場合	200 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
特定事業所加算(Ⅰ)	20 %
特定事業所加算(Ⅱ)	10 %
特定事業所加算(Ⅲ)	10 %
特定事業所加算(Ⅳ)	5 %
特別地域加算	15 %
緊急時対応加算	100 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位
初回加算	200 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
行動障害支援指導連携加算	273 単位

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	23.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	17.5 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	9.7 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	7.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	5.5 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	4.5 %

※令和6年5月31日まで算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	38.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	36.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	31.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	24.8 %

新設
新設
新設
新設

※令和6年6月1日から算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(V)(1)	33.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(2)	31.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(3)	32.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(4)	30.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(5)	27.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(6)	25.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(7)	24.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(8)	26.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(9)	22.5 %

新設
新設
新設
新設
新設
新設
新設
新設
新設

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	23.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	17.5 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	9.7 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	7.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	5.5 %
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	4.5 %

福祉・介護職員処遇改善加算(V)(10)	19.5 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(11)	20.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(12)	18.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(13)	17.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(14)	12.5 %

新設
新設
新設
新設
新設

※福祉・介護職員処遇改善加算(V)については、
令和7年3月31日まで算定可能